令 和 ８ 年

瀬 戸 市 議 会 概 要

THE CITY OF CERAMICS
SETO, JAPAN

瀬戸市議会事務局

目　　次

1　瀬戸市の概要

⑴　瀬戸市の沿革　……　1

⑵　人口・面積・世帯数の推移　……　2

⑶　産業別人口

⑷　令和８年度瀬戸市当初予算（前年度対比）　……　3

2　議　　会

⑴　議員　……　5

ア　議員定数

イ　任期

ウ　党派及び会派別

エ　当選回数別

オ　年齢別

⑵　構成　……　6

ア　組織

イ　常任委員会

ウ　議会運営委員会

エ　議会活性化推進特別委員会

オ　広報広聴協議会

カ　委員会等名簿　……　8

(ｱ)　常任委員会委員

(ｲ)　議会運営委員会委員

(ｳ)　議会活性化推進特別委員会

(ｴ)　広報広聴協議会会員

(ｵ)　一部事務組合議会議員

⑶　議会費予算等　……　10

ア　議会費当初予算(1 款 1 項 1 目)

イ　報酬・手当　……　11

(ｱ)　議員報酬

(ｲ)　特別職の給与

(ｳ)　議員期末手当

ウ　行政視察旅費
エ　費用弁償

3　令和７年議会活動状況
⑴　議会開催数　……　12
⑵　本会議開催状況
⑶　請願処理状況
⑷　議案件数及び議決状況　……　13
⑸　常任・特別委員会、その他の会議開催状況　……　14
⑹　常任委員会開催数・審査件数　……　15
⑺　意見書等議決状況

4　瀬戸市機構図　……　16

5　議会事務局組織図及び事務分掌　……　18

6　瀬戸市議会基本条例　……　19

7　瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例　……　23

8　瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則　……　26

9　議員名簿
⑴　歴代議長　……　28
⑵　歴代副議長　……　31
⑶　瀬戸市議会議員名簿(議席順)　……　34

1　瀬戸市の概要

⑴　瀬戸市の沿革

瀬戸の地は、濃尾平野の東に位置し、市域の大半を占める丘陵とさらにそこから流れる河川によって豊かな自然が育まれ、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂を豊富に含んだ地層があったため、陶都として1000年以上の歴史を築いてきた。

明治５(1872)年の大・小区制、明治11(1878)年の郡区町村編成法の実施を経て、明治22(1889)年に町村制が公布されると、はじめて近代的な地方自治体である瀬戸村となり、次いで明治25(1892)年には瀬戸町となった。

大正14(1925)年には、赤津村及び旭村の一部（今村・美濃之池村）を合併した。

昭和４(1929)年10月1日、愛知県で５番目の市として、瀬戸市が誕生した。当時の戸数は8,006戸、人口は36,932人であった。そのころの世の中は全国的な不況の中にあり、たいへん苦しい出発ではあったが、昭和６年には水道事業にいち早く着手するなど市民生活に重点をおいた市政が推し進められた。

昭和10年代は、だんだん戦時色が強くなり、陶業も石炭の統制、企業整備などの制約を受け、特に第２次世界大戦末期には軍需工場の受け入れがなされるまでになった。しかし、幸いなことに工場は戦災をまぬがれ、戦後いち早く立ち直ることができた。

そして市域の拡大に努力し、昭和26(1951)年５月に水野村、昭和30(1955)年２月に幡山村、昭和34(1959)年４月に品野町をそれぞれ合併して現在の市域となった。当時の世帯数は16,952世帯、人口は80,806人であった。

平成８(1996)年10月に中国景徳鎮市と友好都市提携を締結したのをはじめ、平成15(2003)年11月にはフランスリモージュ市と、平成16(2004)年４月にチュニジア共和国ナブール市と、そして平成18(2006)年４月には大韓民国利川市とそれぞれ姉妹都市提携を結んでいる。

平成17(2005)年には、2005年日本国際博覧会「愛・地球博」が、瀬戸市と隣接する長久手町（現長久手市）を会場として開催され、同期間にそのホストシティの連携プロジェクトとして「せと・やきもの世界大交流」イベントを市内全域で催し、多くの人々が交流の輪を広げ「せと」の魅力を全世界に発信した。

「愛・地球博」を契機に地域活動の取り組みが着実に増えたことから、地域が抱える課題を地域住民らが自ら解決していくための力を「地域力」と位置付け、様々な主体と協力して課題解決に取り組む活動を推進している。

これまでの成果を継承し、持続可能な瀬戸市としていくために、平成28年度、新たに第６次瀬戸市総合計画を策定した。平成29年4月1日には六古窯の街として日本遺産の認定を受け、瀬戸の魅力を全国へと発信した。

令和２(2020)年には、本市で初となる小中一貫校開校・小中一貫教育の導入を契機とし、これまで築き上げてきた伝統と文化を受け継ぎながらも、市民や企業、地域とともに市民の「誇り」となる新たな瀬戸市の教育の創造に挑戦している。

瀬戸市には、このような長い間培われてきた歴史や伝統、文化があり、また、豊かな自然もいまなお多く残されています。

⑵　人口・面積・世帯数の推移

（各年10月1日 現在）

年　次	面　積（k㎡）	世帯数（世帯）	人　口（人）		
			総　数	男	女
昭和５年	30.09	8,259	37,309	19,606	17,703
10年	〃	10,092	47,553	24,677	22,876
22年	〃	9,777	42,788	20,757	22,031
30年	〃	13,588	64,681	31,355	33,326
35年	71.36	17,412	82,101	39,741	42,360
40年	110.34	20,340	86,424	42,214	44,210
50年	〃	30,799	112,569	55,794	56,775
60年	〃	36,804	124,623	61,722	62,901
平成２年	111.52	39,096	126,340	62,320	64,020
６年	111.63	42,769	129,086	63,550	65,536
10年	111.62	45,491	130,560	64,277	66,283
20年	111.61	52,358	133,339	65,687	67,652
27年	111.40	50,327	129,046	63,189	65,857
令和元年	〃	56,273	129,496	63,771	65,725
５年	〃	58,085	127,568	62,744	64,824
６年	〃	58,317	126,523	62,277	64,246
７年	〃	58,534	125,437	61,815	63,622

⑶　産業別人口

（令和２年国勢調査）

就業者	総　数	第１次産業	第２次産業	第３次産業	分類不能
人　数(人)	60,351	436	20,025	38,063	1,827
割　合(%)	100.0	0.7	33.2	63.1	3.0

⑷　令和８年度瀬戸市当初予算（前年度対比）

総　　括

区　　分		本年度予算額	前年度予算額	増減率
		千円	千円	%
一般会計		48,560,000	49,660,000	△ 2.22
特別会計	国民健康保険事業	10,809,000	11,593,000	△ 6.63
	春雨墓苑事業	0	31,000	皆減
	介護保険事業	12,853,000	11,169,000	9.42
	後期高齢者医療	3,266,000	2,322,000	2.58
	小　　計	26,928,000	25,115,000	1.53
企業会計	水道事業	5,032,127	3,495,789	16.19
	下水道事業	5,647,620	5,067,715	△ 14.53
	小　　計	10,679,747	8,563,504	△ 2.36
合　　計		86,167,747	87,119,417	△ 1.09

一般会計

【歳　　入】

区　　分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1　市税	20,488,101	42.2	19,873,901	40.0	3.1
2　地方譲与税	338,000	0.7	345,000	0.7	△ 2.0
3　利子割交付金	59,000	0.1	10,000	0.0	490.0
4　配当割交付金	196,000	0.4	162,000	0.3	21.0
5　株式等譲渡所得割交付金	217,000	0.4	83,000	0.2	161.4
6　法人事業税交付金	374,000	0.8	300,000	0.6	24.7
7　地方消費税交付金	3,651,000	7.5	3,295,000	6.6	10.8
8　ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1	31,000	0.1	0.0
9　環境性能割交付金	11,000	0.0	97,000	0.2	△ 88.7
10　地方特例交付金	280,401	0.6	182,001	0.4	54.1
11　地方交付税	4,819,000	9.9	4,427,000	8.9	8.9
12　交通安全対策特別交付金	13,300	0.0	14,500	0.0	△ 8.3
13　分担金及び負担金	172,809	0.3	179,809	0.4	△ 3.9
14　使用料及び手数料	713,197	1.5	705,774	1.4	1.1
15　国庫支出金	7,656,541	15.8	7,712,757	15.5	△ 0.7
16　県支出金	4,170,453	8.6	3,655,120	7.4	14.1
17　財産収入	234,692	0.5	309,318	0.6	△ 24.1
18　寄附金	440,004	0.9	330,005	0.7	33.3
19　繰入金	1,991,575	4.1	2,408,872	4.9	△ 17.3
20　繰越金	1	0.0	1	0.0	0.0
21　諸収入	960.326	2.0	1,185,842	2.4	△ 19.0
22　市債	1,742,600	3.6	4,352,100	8.8	△ 60.0
歳 入 合 計	48,560,000	100.0	45,760,000	100.0	△ 2.2

注）　市債の欄の（　）内は、臨時財政対策債を除いた場合の計数です。

≪市税内訳≫

区　　分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1　市民税	9,463,400	46.2	8,958,100	45.1	5.6
うち　個　人	7,974,800	38.9	7,594,700	38.2	5.0
うち　法　人	1,488,600	7.3	1,363,400	6.9	9.2
2　固定資産税	8,555,400	41.8	8,460,500	42.6	1.1
3　軽自動車税	325,401	1.6	332,701	1.7	△ 2.2
4　市たばこ税	644,100	3.1	655,400	3.3	△ 1.7
5　鉱産税	2,400	0.0	1,500	0.0	60.0
6　都市計画税	1,497,400	7.3	1,465,700	7.4	2.2
計	20,488,101	100.0	18,659,901	100.0	3.1

【歳　出】

≪款　　別≫

区　　分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
1　議会費	332,295	0.7	330,658	0.7	0.5
2　総務費	5,415,173	11.1	5,436,469	10.9	△ 0.4
3　民生費	21,854,424	45.0	20,986,356	42.3	4.1
4　衛生費	5,574,366	11.5	6,432,254	13.0	△ 13.3
5　労働費	65	0.0	65	0.0	0.0
6　農林水産業費	189,049	0.4	209,938	0.4	△ 10.0
7　商工費	1,338,126	2.7	1,160,011	2.3	15.4
8　土木費	4,033,794	8.3	4,059,272	8.2	△ 0.6
9　消防費	1,486,738	3.1	1,500,306	3.0	△ 0.9
10　教育費	5,904,473	12.2	7,238,292	14.6	△ 18.4
11　災害復旧費	8	0.0	8	0.0	0.0
12　公債費	2,381,489	4.9	2,256,371	4.5	5.5
13　予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳　出　合　計	48,560,000	100.0	45,760,000	100.0	△ 2.2

≪性 質 別≫

区　　分	本年度予算額	構成比	前年度予算額	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
義務的経費	20,791,399	42.8	20,023,190	40.3	3.8
人件費	8,228,175	16.9	7,757,611	15.6	6.1
扶助費	10,181,735	21.0	10,009,208	20.2	1.7
公債費	2,381,489	4.9	2,256,371	4.5	5.5
投資的経費	4,545,555	9.4	7,874,559	15.9	△ 42.3
その他の経費	23,223,046	47.8	21,762,251	43.8	6.7
物件費	9,707,283	20.0	9,746,473	19.6	△ 0.4
維持補修費	522,541	1.1	620,927	1.3	△ 15.8
補助費等	8,320,749	17.1	6,814,123	13.7	22.1
積立金貸付金等	296,970	0.6	403,979	0.8	△ 26.5
繰出金	4,325,503	8.9	4,126,749	8.3	4.8
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0.0
歳　出　合　計	48,560,000	100.0	49,660,000	100.0	△ 2.2

2　議　　会

⑴　議員

ア　議員定数　　（平成22年12月 改正）

条例定数	現員数
26　人	26　人

イ　任期

令和5年5月1日～令和9年4月30日

ウ　党派及び会派別　　（令和７年５月９日 現在）

党派 / 会派等	自民	公明	共産	無所属	合計
自民新政クラブ	4			7	11
公明党瀬戸市議団		3			3
日本共産党瀬戸市議団			3		3
市民の声				3	3
新風せと 無所属の会				3	3
無会派	2			1	3
合　　計	6	3	3	14	26

エ　当選回数別

当選回数	１回	２回	３回	４回	５回	６回	７回	８回	９回	10回
人　数	４人	３人	８人	３人	５人	１人	１人	0	0人	１人
比率(%)	15.4	11.5	31.0	11.5	19.0	3.8	3.8	0	0	3.8

オ　年　齢　別　　（令和８年５月11日 現在）

年齢区別	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳
人　数	0人	5人	6人	10人	4人	1人
比　率	0 %	19.2 %	23.1 %	38.5 %	15.4 %	3.8 %

平均年齢　60.5　歳
最高年齢　82　　歳
最低年齢　40　　歳

⑵　構成

ア　組織

<table>
<tr><td rowspan="10">議　　会</td><td rowspan="4">常 任 委 員 会</td><td>総 務 生 活 委 員 会</td></tr>
<tr><td>厚 生 文 教 委 員 会</td></tr>
<tr><td>都 市 活 力 委 員 会</td></tr>
<tr><td>予 算 決 算 委 員 会</td></tr>
<tr><td colspan="2">議会運営委員会</td></tr>
<tr><td>特 別 委 員 会</td><td>議会活性化推進特別委員会</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の会議</td><td>広 報 広 聴 協 議 会</td></tr>
<tr><td>全　員　協　議　会</td></tr>
<tr><td>各 派 代 表 者 会</td></tr>
<tr><td>正副議運・常任委員長会</td></tr>
<tr><td>政 治 倫 理 審 査 会</td></tr>
<tr><td colspan="3">議会事務局</td></tr>
</table>

イ　常任委員会

名　称	定数	所　　管　　事　　項
総務生活	8 人	市長直轄組織、企画部、総務部、市民生活部、消防本部、出納室、行政委員会事務局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会､固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
厚生文教	9 人	健康福祉部、教育部、教育委員会の所管に属する事項
都市活力	9 人	経済文化部､都市整備部､農業委員会の所管に属する事項
予算決算	26 人	予算、決算に関する事項

※ 任期２年

ウ　議会運営委員会

定　　数	８人
任　　期	２年
所管事項	⑴議会の運営に関する事項 ⑵議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ⑶議長の諮問に関する事項
構　　成	各会派からその所属議員３人までは１人、さらに３人を増すごとに１人を加える。ただし、公党の２人会派は、他のすべての会派が認めたときはこの限りでない。

エ　議会活性化推進特別委員会

定　　数	７人
任　　期	所管の調査研究が終了するまで。
所管事項	⑴議会基本条例の評価検証に関すること ⑵議会活性化の推進に関すること
構　　成	自民新政クラブから２名、それ以外の会派から１名ずつ選出し、委員長の所属する会派からさらに１名選出する。

オ　広報広聴協議会

定　　数	２６人
任　　期	議員の任期
所管事項	⑴議会だよりの編集に関すること ⑵議会のホームページに関すること ⑶議会報告会と市民との意見交換会に関すること ⑷傍聴者アンケートに関すること ⑸その他、議会の広報及び広聴に関すること
構　　成	議員全員で構成し、広報部会及び広聴部会を置く。

カ　委員会等名簿

令和8年5月11日現在

(ｱ)　常任委員会委員　　◎委員長　○副委員長

委員会名	委員名		
総務生活委員会	◎新井亜由美	○山内精一郎	松原大介
	髙島　淳	石神栄治	中川昌也
	宮薗伸仁	長江秀幸	
厚生文教委員会	◎戸田由久	○颯田季央	三宅　聡
	原　誠	小澤　勝	馬嶋みゆき
	髙桑茂樹	冨田宗一	三木雪実
都市活力委員会	◎柴田利勝	○黒柳知世	朝井賢次
	西本　潤	池田信子	臼井　淳
	長江公夫	伊藤賢二	浅井寿美
予算決算委員会	◎冨田宗一	○小澤　勝	全議員をもって構成

(ｲ)　議会運営委員会委員　　令和7年5月9日現在

◎委員長　○副委員長

委員会名	委員名		
議会運営委員会	◎小澤　勝	○馬嶋みゆき	山内精一郎
	三宅　聡	朝井賢次	柴田利勝
	臼井　淳	浅井寿美	

令和6年9月25日現在

(ｳ)　議会活性化推進特別委員会委員　　◎委員長　○副委員長

委員会名	委員名		
議会活性化推進特別委員会	◎朝井賢次	○戸田由久	黒柳知世
	颯田季央	松原大介	三宅　聡
	新井亜由美		

(ｴ)　広報広聴協議会会員　　令和8年5月11日現在

◎会長　○副会長（部会長）＊副部会長

協議会・部会名		会員名		
広報広聴協議会		◎冨田宗一 議長	髙島　淳	
	広報部会	○三木雪実	＊松原大介	黒柳知世
		颯田季央	三宅　聡	馬嶋みゆき
		髙桑茂樹	池田信子	柴田利勝
		臼井　淳	伊藤賢二	浅井寿美
	広聴部会	○長江公夫	＊宮薗伸仁	山内精一郎
		原　誠	朝井賢次	西本　潤
		小澤　勝	石神栄治	中川昌也
		新井亜由美	戸田由久	長江秀幸

(ｵ)　一部事務組合議会議員

組合議会名	議員名		
公立陶生病院組合議会	山内精一郎	原　誠	小澤　勝
	馬嶋みゆき	石神栄治	池田信子
	柴田利勝	三木雪実	臼井　淳
	伊藤賢二	長江秀幸	
瀬戸旭看護専門学校組合議会	颯田季央	三宅　聡	宮薗伸仁
	戸田由久	長江公夫	浅井寿美
尾張東部衛生組合議会	黒柳知世	松原大介	朝井賢次
	中川昌也	新井亜由美	

⑶　議会費予算等

ア　議会費当初予算　（１款１項１目）

区　　分	令和８年度	令和７年度	前年比
	千円	千円	%
報　　酬	143,909	145,360	99.0
給　　料	31,566	27,596	114.4
職員手当等	84,438	80,258	105.2
共　済　費	45,665	47,502	96.1
報　償　費	384	391	98.2
旅　　費	4,964	5,493	90.4
交　際　費	550	550	100.0
需　用　費	1,000	1,666	60.0
役　務　費	1,580	1,713	92.2
委　託　料	8,578	9,317	92.1
使用料及び賃借料	4,476	4,460	100.4
備品購入費	182	849	21.4
負担金補助及び交付金	5,003	5,003	100.0
合　　計	332,295	330,158	100.6

イ　報酬・手当

(ｱ)　議員報酬

区　　分	報 酬 額（円）	改 正 年 月 日	改 正 前（円）
議　長	552,000	令和8年４月１日	551,000
副議長	484,000	令和8年４月１日	483,000
委員長	464,000	令和8年４月１日	463,000
副委員長	459,000	令和8年４月１日	458,000
議　員	454,000	令和8年４月１日	453,000

※　委員長…常任委員会（予算決算委員会を除く）及び議会運営委員会の委員長
　　副委員長…常任委員会（予算決算委員会を除く）及び議会運営委員会の副委員長

(ｲ)　特別職の給与

区　　分	給 与 額（円）	改 正 年 月 日	改 正 前（円）
市　長	995,000	令和8年４月１日	993,000
副市長	817,000	令和8年４月１日	816,000

(ｳ)　議員期末手当（役職加算45%）

６月	12 月	合　　計
175/100	175/100	350/100

ウ　行政視察旅費（１泊２日）

常 任 委 員 会 視 察	１人当たり	100,000　円
議会運営委員会視察	〃	100,000　円
特 別 委 員 会 視 察	（必要に応じ補正予算で対応）	0　円

エ　費 用 弁 償

旅　　費				
鉄 道 賃	航 空 賃 船　　賃	日　　当 （１日）	宿 泊 料 （１夜）	食 卓 料 （１夜）
普 通 運 賃 特急急行料金 特別車両料金	実　　費	0 円 ※平成 26 年度より廃止	実費支給 （都道府県ごとに上限額あり） ※令和８年度より改正	2,400 円 ※上限額

※　特別車両料金は、片道150km以上の旅行につき、実際に乗車する場合のみ往路復路ともに支給する

3　令和７年議会活動状況

⑴　議会開催数

区　分	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
	回数	会期	回数	会期	回数	会期	回数	会期	回数	会期
定例会	4	99	4	100	4	118	4	107	4	106
臨時会	2	2	3	3	2	2	1	4	2	5

⑵　本会議開催状況

区　　分	会　　期	本会議日数	会 議 時 間
第１回臨時会	1	1	10 分
３ 月 定 例 会	40	7	19 時間 12 分
第２回臨時会	4	1	2 時間 07 分
６ 月 定 例 会	18	5	14 時間 39 分
９ 月 定 例 会	26	5	13 時間 49 分
12 月 定 例 会	22	4	13 時間 36 分
合　　計	111	23	63 時間 33 分

⑶　請願処理状況

区分	件数	採　択	不採択	継続審査	審査未了	撤　回	その他
令和３年	1		1				
令和４年	3		3				
令和５年	3		3				
令和６年	3	1	2				
令和７年	6	3	3				

⑷ 議案件数及び議決状況

区　分		第1回臨時会	3月定例会	第2回臨時会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	合　計
市長提出	条　例		20		3	10	14	47
	予　算		7					7
	補　正	1	12		4	4	8	29
	契　約					3	5	8
	その他		5		3	3	17	28
	承　認			1				1
	認　定					7		7
	同　意			1	3	4	2	10
	諮　問				1		3	4
	小　計	1	44	2	14	31	49	141
議員提出	条　例		2					2
	意見書		1					1
	その他				2		2	4
	小　計		3		2		2	7
議案件数		1	47	2	16	31	51	148
原案可決		1	46	3	15	31	51	147
修正可決								
否　決					1			1
継続審査			1					1
審査未了								
議決不要								
その他	選　挙			5				5
	選　任			2				2
	推　薦							
	その他							
	小　計			7				7

⑸ 常任・特別委員会、その他の会議開催状況

区分	議会運営委員会	常任委員会				議会活性化推進特別委員会	広報広聴協議会	その他の会議		
		総務生活	厚生文教	都市活力	予算決算			全員協議会	各派代表者会	政治倫理審査会
1月	2 (2)				2 (2)	2 (2)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	
2月	3 (2)	1	1	1	9 (6)	3 (2)	3 (1)	3 (2)	1 (1)	
3月	5 (1)	2	2	1	6	2 (2)	4 (1)	1	2 (2)	
4月	3 (3)	1 (1)				2 (2)	2 (2)		3 (3)	
5月	6 (2)	4 (2)	3 (2)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	4 (1)	1 (1)	3 (3)	
6月	8 (1)	1	2	1	7	1 (1)	2 (1)	2 (1)		
7月						2 (2)	2 (2)			
8月	1 (1)				7 (7)	1 (1)	1 (1)		1 (1)	
9月	5 (1)	1	1	1	7 (2)		2	2 (1)		
10月	2 (2)					1 (1)	1 (1)			
11月	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)			2 (2)	1 (1)	1 (1)	
12月	5	1	1	1	6	1 (1)	1	1		
合計	42 (17)	12 (4)	11 (3)	9 (3)	46 (18)	16 (15)	28 (16)	12 (7)	12 (12)	
会議時間	10時間52分	13時間36分	7時間31分	6時間59分	63時間51分	4時間51分		4時間37分	6時間8分	

㊟（　）内は議会閉会中の開催数

⑹　常任委員会開催数・審査件数

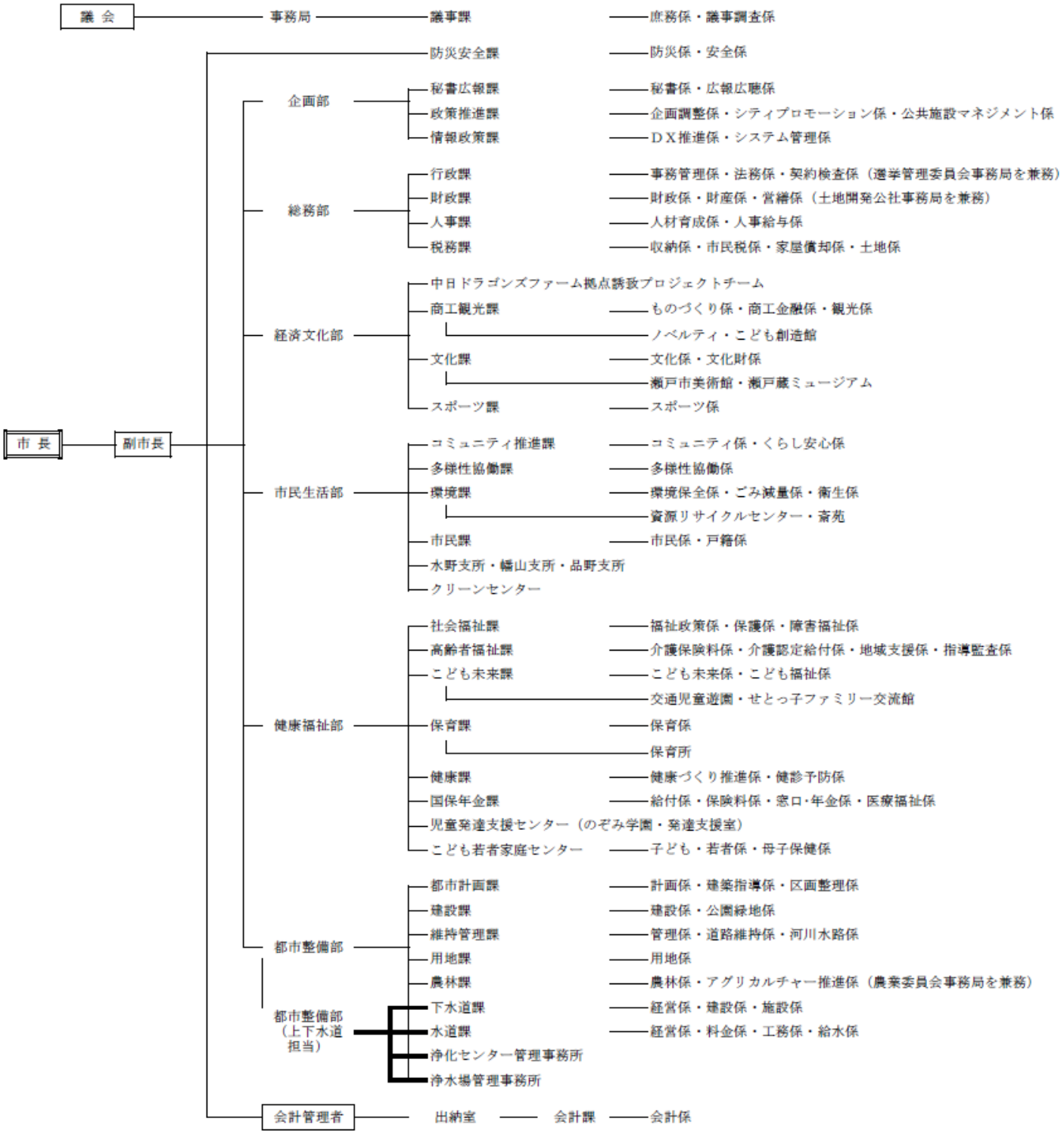
区　　分	開催数	審　　査　　件　　数				備　考
		議　案	請　願	陳　情	その他	
総務生活	12	36	3	8	10	その他は、閉会中の調査研究付託事件及び各課報告事項
厚生文教	11	26	3		13	
都市活力	9	22	1	1	14	
予算決算	46	42			2	

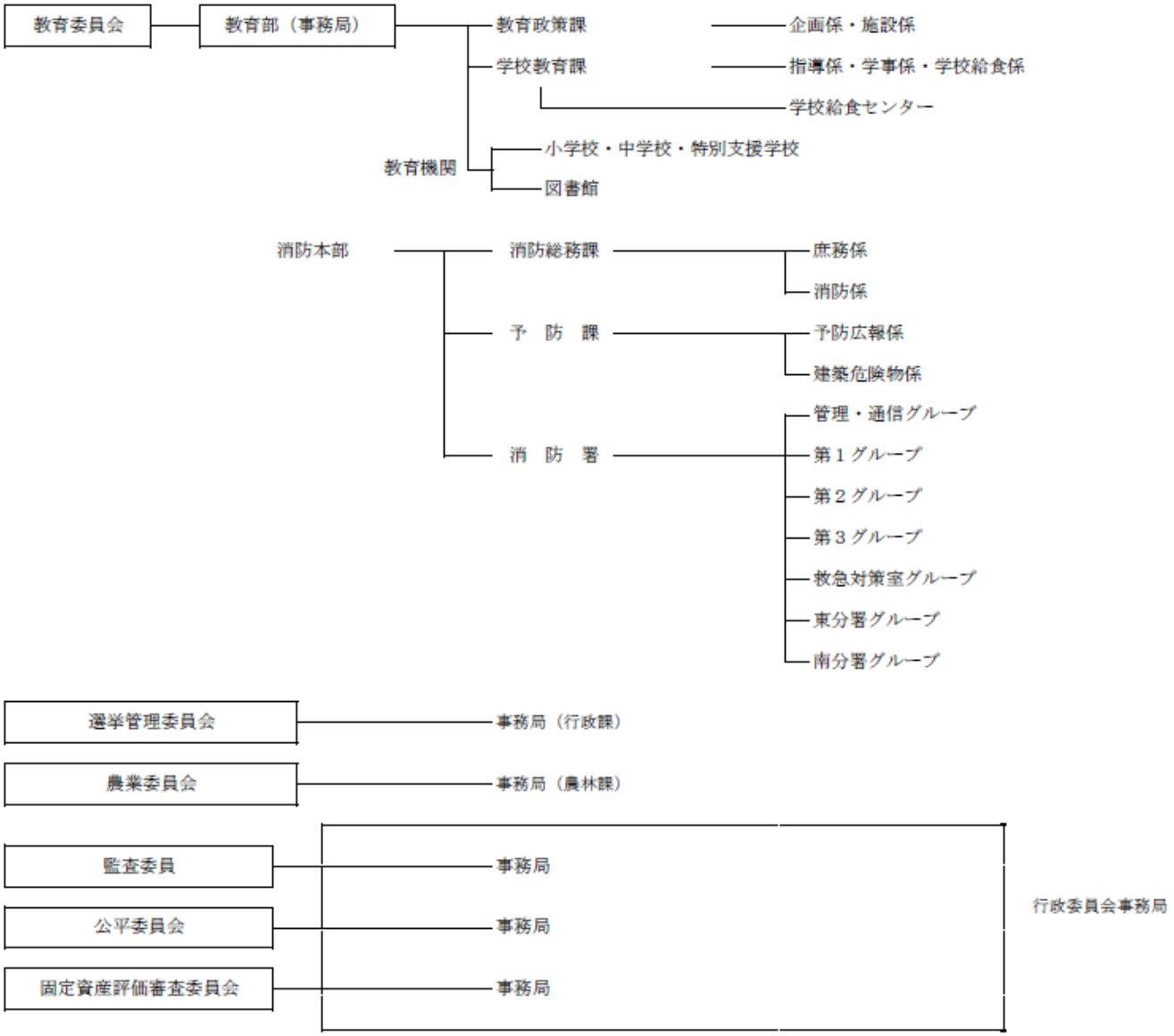
⑺　意見書等議決状況

件　　名	議 決 年 月 日
刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書	令和７年３月24日
真に効果のある子育て施策－安全・安心でおいしい給食の提供－を求める決議	令和７年６月27日
第５４号議案　令和７年度瀬戸市一般会計補正予算（第３号）に対する附帯決議	令和７年６月27日
産業廃棄物最終処分場（管理型）・建設反対の決議	令和７年11月28日
第１０４号議案　瀬戸市水道事業給水条例の一部改正についてに対する附帯決議	令和７年12月19日

4　瀬戸市機構図

（令和８年４月１日現在）





［一部事務組合・広域連合］

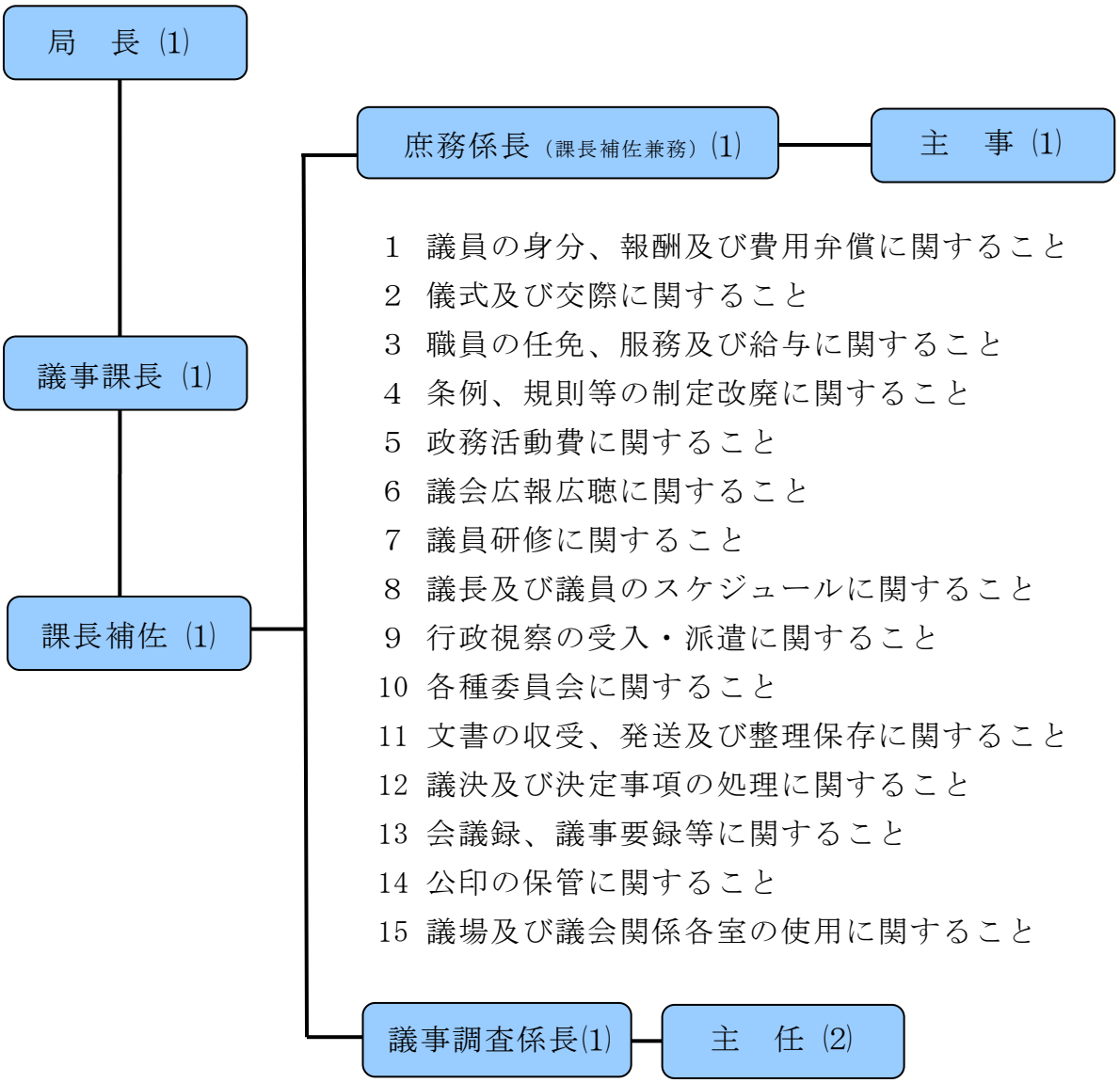
公立陶生病院組合

瀬戸旭看護専門学校組合 ――― 事務所

尾張東部衛生組合 ――― 事務所 ――― 総務係・業務係

愛知県後期高齢者医療広域連合

5　議会事務局組織図及び事務分掌



1　議員の身分、報酬及び費用弁償に関すること
2　儀式及び交際に関すること
3　職員の任免、服務及び給与に関すること
4　条例、規則等の制定改廃に関すること
5　政務活動費に関すること
6　議会広報広聴に関すること
7　議員研修に関すること
8　議長及び議員のスケジュールに関すること
9　行政視察の受入・派遣に関すること
10　各種委員会に関すること
11　文書の収受、発送及び整理保存に関すること
12　議決及び決定事項の処理に関すること
13　会議録、議事要録等に関すること
14　公印の保管に関すること
15　議場及び議会関係各室の使用に関すること

1　本会議、各委員会及び協議会に関すること
2　公聴会に関すること
3　議会広報広聴に関すること
4　議員提出議案、請願、陳情、意見書等に関すること
5　会議録、議事要録等に関すること
6　議員研修に関すること
7　議会先例に関すること
8　各種調査資料の収集に関すること
9　その他議事及び調査に関すること

６　瀬戸市議会基本条例

目　次

前　文
第１章　総則（第１条－第２条）
第２章　議会と議員の活動原則等（第３条－第６条）
第３章　市民と議会の関係（第７条－第８条）
第４章　市長等との関係（第９条－第１２条）
第５章　議員間での討議による議会の合意形成（第１３条）
第６章　議員の政治倫理、身分及び待遇（第１４条－第１７条）
第７章　議会及び議会事務局の体制整備（第１８条－第２１条）
第８章　評価検証及び見直し（第２２条）
附　則

（前文）

議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動します。

そのために瀬戸市議会は、公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意します。

よって、瀬戸市議会及び議員が活動していくに当たって最も根幹となる支柱として、また議会の最高規範として瀬戸市議会基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会及び議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めるとともに、議会機能の強化を図り、市民の負託に的確に応えていくことにより、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第２条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会に関係する条例、規則、告示等を制定してはならない。

２　議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第２章　議会と議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第３条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

⑴　公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。

⑵　積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。

⑶　市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、評価する。

⑷　市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案及び政策提言を図る。

⑸　合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に関する論点・争点を明らかにし、合意形成に努める。

⑹　議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。

⑺　専門的な知見の活用、政策提言等に必要な研修若しくは視察を行うことにより、

議会機能の強化に努める。

（議員の活動原則）

第４条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

⑴　議会は言論の府であり、かつ合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。

⑵　市民の多様な意思及び意見の把握に努める。

⑶　市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。

⑷　議会の構成員として、一部団体及び地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。

⑸　自己の資質を高めるため、不断の研さんに努める。

⑹　市民の負託を受けた代表であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

（委員会の活動）

第５条　委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴協議会をいう。以下同じ）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

２　委員会は、その所管事項の調査及び付託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあっては所見を、議案等の審査にあっては意見をそれぞれ付するものとする。

３　委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言の内容の質を高めるよう努めるものとする。

（会派）

第６条　議員は、議会活動を行うため、同一の理念を共有する議員をもって会派を結成することができる。

２　会派は、政策立案、政策提言等を行うための調査研究を積極的に行うものとし、必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

第３章　市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第７条　議会は、会議等を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

２　議会は、市民に対し議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催する。

３　市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

４　議会は、委員会において参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

５　議会は、請願を「市民からの提案」、陳情を「市民からの意見」と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、当該請願又は陳情の提案者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

（広報広聴の充実）

第８条　議会は、議会の活動に関する情報を、議会だよりで定期的に市民に公表するとともに、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会と市政に対しより多くの市民の関心が高まるよう議会広報活動に努めるものとする。

２　議会は、市民との意見交換会の開催等様々な機会を通じて、市民の多様な意見を把握及び集約するものとし、その意見を市政及び議会運営に反映するよう努めるものとする。

３　議会は、議会の広報広聴活動を充実させるため、全議員で構成する広報広聴協議会を置く。

４　広報広聴協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　市長等との関係
（市長等と議会との関係）
第９条　議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、事務執行の監視及び評価その他議事機関としての責務を果たすものとする。
２　議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。
⑴　議会での一般質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
⑵　市長等は、議員の質問等に対して、本会議及び委員会において反問することができる。
（市長による政策等の形成過程の説明）
第 10 条　議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。
⑴　政策等を必要とする背景
⑵　提案に至るまでの経緯
⑶　市民参加の実施の有無及びその内容
⑷　瀬戸市総合計画との整合性
⑸　財源措置
⑹　将来にわたる効果及び費用
２　前項の規定に基づき説明を求める政策等のうち、計画については、市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画の策定、重要な改定、その他議会が求めるものとする。
（予算及び決算における政策説明資料の提出）
第 11 条　議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条第１項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求める。
（議決事件の追加）
第 12 条　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。
２　前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
第５章　議員間での討議による議会の合意形成
（議会の合意形成）
第 13 条　議会は、議員による議論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
２　議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民からの提案・意見（請願及び陳情）に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間において議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。
第６章　議員の政治倫理、身分及び待遇
（議員の政治倫理）
第 14 条　議員の政治倫理は、別に定める。なお、議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、要綱を規範とし、遵守しなければならない。
（議員定数）
第 15 条　議員定数は、別に条例で定める。
２　議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。
（議員報酬）
第 16 条　議員報酬は、別に条例で定める。
２　議員報酬を改定するに当たっては、市長が瀬戸市特別職報酬等審議会（瀬戸市特

別職報酬等審議会条例（昭和４１年瀬戸市条例第１６号）第２条に規定するものをいう。）の答申を経て提案する場合のほか、委員会又は議員が議員報酬の改定を提案するときは、明確な改定理由を付さなければならない。

（政務活動費）

第17条　議員は、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費の執行に当たっては、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年瀬戸市条例第１号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。

２　議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書、視察又は研修に係る調査報告書を公表する。

第７章　議会及び議会事務局の体制整備

（議会事務局の体制整備）

第18条　議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室）

第19条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第20条　議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

２　議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。

（予算の確保）

第21条　議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第８章　評価検証及び見直し

第22条　議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、定期的にこの条例の施行の状況について議会運営委員会等で評価検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　＜略＞

7　瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、瀬戸市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　政務活動費は、議員に対して交付する。

（交付額）

第３条　政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員に対し年額15万円（以下「年額」という。）を交付するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

(1)　年度の中途において議員の任期が満了する場合　年額を12で除して得た額（以下「月額」という。）に4月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額

(2)　年度の中途から議員の任期が始まる場合　月額に議員となつた日の属する月の翌月（議員となつた日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額

（交付の時期）

第４条　政務活動費は、4月25日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となつた日の属する月の翌月の25日に交付する。

２　政務活動費の交付の日が、瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日に交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第５条　政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

（収支報告書の提出）

第６条　政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

２　収支報告書は、交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

３　議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該議員でなくなつた者（死亡による場合にあつてはその相続人。以下同じ。）は、議員でなくなつた日から20日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

４　収支報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　政務活動費の支出に係る領収書又はこれに準ずる書類

(2)　前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める書類

（政務活動費の返還）

第７条　政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した額の総額を控除して残余があるときは、市長は、当該残余の額の返還を命ずるものとする。

２　政務活動費の交付を受けた議員がその年度の中途において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、当該議員でなくなつた者は、月額に議員でなくなつた日の属する月の翌月（議員でなくなつた日が月の初日に当たる場合は、当月）から3月までの月数を乗じて得た額を返還しなければならない。

（収支報告書の保存）

第８条　議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第９条　議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成14年5月23日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年9月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年3月26日条例第１号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成25年2月28日条例第1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改選後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改

正前の瀬戸市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項　目	内　　容	備　　考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷費、交通費、宿泊費、調査委託費及び文書通信費
研　修　費	議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
広　報　費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
広　聴　費	議員が住民から市政及び議員の活動に対する要望、意見聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷費及び文書通信費
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために要する経費	印刷費、交通費、宿泊費及び文書通信費
会　議　費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、印刷費、交通費、宿泊費、参加費及び文書通信費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷費、翻訳料並びに事務機器の購入費及びリース代
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料及び有料データベース利用料

８　瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年瀬戸市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第２条　政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

２　年度の中途から議員の任期が始まる場合は、前項の規定にかかわらず、議員となつた日の属する月の翌月の10日までに政務活動費交付申請書（第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

３　前2項の議員（議員が任期の満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなつたときは、当該議員でなくなつた者（死亡による場合にあつてはその相続人）を含む。第6条において同じ。）は、申請した事項に異動が生じたときは、速やかに、政務活動費交付変更申請書（第2号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第３条　市長は、前条第1項又は第2項の規定により申請のあつた議員について政務活動費の交付を決定したときは、当該議員に政務活動費交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。なお、当該年度の中途で政務活動費の額の変更を決定するときも同様とする。

（交付請求）

第４条　議員は、条例第4条に規定する政務活動費の交付の日の10日前までに、政務活動費交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（収支報告書の提出及び写しの送付）

第５条　条例第6条の規定により提出する収支報告書は、政務活動費収支報告書（第5号様式）によるものとする。

２　議長は、収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第６条　政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附　則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成25年2月28日規則第6号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規則による改正後の瀬戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

9　議 員 名 簿

⑴　歴代議長

代	氏　　名	在　職　期　間	
		自	至
初代	水　野　憲　吾	昭和　４年　11月　15日	昭和　７年　２月　27日
2	川　本　芳三郎	昭和　７年　３月　２日	昭和　８年　11月　４日
3	水　野　憲　吾	昭和　８年　11月　17日	昭和　12年　11月　４日
4	加　藤　　章	昭和　12年　11月　17日	昭和　15年　４月　２日
5	加　藤　庄　平	昭和　15年　４月　２日	昭和　17年　５月　31日
6	稲　垣　賢　治	昭和　17年　６月　11日	昭和　19年　６月　11日
7	鈴　木　舜　二	昭和　19年　６月　11日	昭和　21年　10月　２日
8	加　藤　萬　吉	昭和　21年　10月　２日	昭和　22年　４月　29日
9	加　藤　萬　吉	昭和　22年　５月　16日	昭和　25年　６月　16日
10	鈴　木　増太郎	昭和　25年　６月　16日	昭和　26年　３月　１日
11	浅　井　金之丞	昭和　26年　６月　４日	昭和　28年　６月　４日
12	池　田　与　作	昭和　28年　６月　４日	昭和　29年　６月　８日
13	加　藤　幸治郎	昭和　29年　６月　８日	昭和　30年　４月　30日
14	加　藤　　薫	昭和　30年　５月　16日	昭和　31年　５月　25日
15	大　竹　加　三	昭和　31年　５月　26日	昭和　32年　５月　27日
16	藤　井　正　勝	昭和　32年　５月　27日	昭和　33年　５月　27日
17	伊　藤　清　春	昭和　33年　５月　27日	昭和　34年　４月　30日
18	加　藤　政　雄	昭和　34年　５月　13日	昭和　36年　５月　12日
19	浅　野　邦　吉	昭和　36年　５月　12日	昭和　37年　５月　14日
20	伊　藤　陶　彦	昭和　37年　５月　14日	昭和　38年　４月　30日
21	伊　藤　陶　彦	昭和　38年　５月　16日	昭和　39年　５月　15日
22	磯　村　鉚三郎	昭和　39年　５月　15日	昭和　40年　５月　８日
23	加　藤　京　松	昭和　40年　５月　８日	昭和　41年　６月　13日
24	寺　田　孝　一	昭和　41年　６月　13日	昭和　42年　４月　30日
25	加　藤　春　海	昭和　42年　５月　25日	昭和　43年　５月　25日
26	安　藤　房　一	昭和　43年　５月　25日	昭和　45年　５月　20日
27	伊　藤　陶　彦	昭和　45年　５月　20日	昭和　46年　４月　30日
28	大　竹　加　三	昭和　46年　５月　17日	昭和　47年　５月　17日
29	日比野　喜　勝	昭和　47年　５月　17日	昭和　48年　５月　17日
30	岡　村　安　一	昭和　48年　５月　17日	昭和　50年　４月　30日
31	岡　村　安　一	昭和　50年　５月　16日	昭和　51年　５月　22日
32	伊　藤　陶　彦	昭和　51年　５月　22日	昭和　52年　５月　24日
33	岡　村　安　一	昭和　52年　５月　24日	昭和　53年　６月　２日
34	長　江　鉦　次	昭和　53年　６月　２日	昭和　54年　４月　30日
35	加　藤　　成	昭和　54年　５月　17日	昭和　55年　５月　20日
36	矢　野　　智	昭和　55年　５月　20日	昭和　58年　４月　30日
37	矢　野　　智	昭和　58年　５月　17日	昭和　59年　５月　17日
38	戸　田　貞　司	昭和　59年　５月　17日	昭和　60年　５月　16日
39	矢　野　　智	昭和　60年　５月　16日	昭和　61年　５月　16日
40	丸　山　房　美	昭和　61年　５月　16日	昭和　62年　４月　30日

代	氏　　名	在　職　期　間	
		自	至
41	矢野　　智	昭和　62年　5月　19日	昭和　63年　5月　12日
42	清谷　正夫	昭和　63年　5月　12日	平成　元年　5月　18日
43	丸山　房美	平成　元年　5月　18日	平成　2年　5月　17日
44	矢野　　智	平成　2年　5月　17日	平成　3年　4月　30日
45	矢野　　智	平成　3年　5月　13日	平成　3年　7月　30日
46	山川　二三夫	平成　3年　9月　3日	平成　4年　5月　14日
47	矢野　　誠	平成　4年　5月　14日	平成　5年　5月　15日
48	梶浦　釼二郎	平成　5年　5月　15日	平成　6年　5月　12日
49	加藤　三郎	平成　6年　5月　12日	平成　7年　4月　30日
50	水野　一男	平成　7年　5月　18日	平成　8年　5月　14日
51	中川　和成	平成　8年　5月　14日	平成　9年　5月　16日
52	矢野　　誠	平成　9年　5月　16日	平成　10年　5月　15日
53	河村　邦彦	平成　10年　5月　15日	平成　11年　4月　30日
54	林　　聰	平成　11年　5月　19日	平成　12年　5月　15日
55	伊藤　賢二	平成　12年　5月　15日	平成　13年　5月　14日
56	足立　利夫	平成　13年　5月　14日	平成　14年　5月　15日
57	河村　邦彦	平成　14年　5月　15日	平成　15年　4月　30日
58	加藤　　矯	平成　15年　5月　19日	平成　16年　5月　12日
59	川本　雅之	平成　16年　5月　12日	平成　17年　5月　12日
60	馬嶋　雅哉	平成　17年　5月　12日	平成　18年　5月　11日
61	藤井　篤保	平成　18年　5月　11日	平成　19年　4月　30日
62	小島　俊介	平成　19年　5月　10日	平成　20年　5月　12日
63	長江　公夫	平成　20年　5月　12日	平成　21年　5月　13日
64	島倉　　誠	平成　21年　5月　13日	平成　22年　5月　13日
65	川本　雅之	平成　22年　5月　13日	平成　23年　4月　30日
66	水野　勝美	平成　23年　5月　12日	平成　24年　5月　15日
67	三木　雪実	平成　24年　5月　15日	平成　25年　5月　14日
68	吉永　みのり	平成　25年　5月　14日	平成　26年　5月　14日
69	小島　俊介	平成　26年　5月　14日	平成　27年　4月　30日
70	山田　治義	平成　27年　5月　14日	平成　28年　5月　19日
71	戸田　由久	平成　28年　5月　19日	平成　29年　5月　12日
72	三木　雪実	平成　29年　5月　12日	平成　30年　5月　14日
73	長江　公夫	平成　30年　5月　14日	平成　31年　4月　30日
74	長江　秀幸	令和　元年　5月　14日	令和　2年　5月　12日
75	冨田　宗一	令和　2年　5月　12日	令和　3年　5月　10日
76	宮薗　伸仁	令和　3年　5月　10日	令和　4年　5月　10日
77	水野　良一	令和　4年　5月　10日	令和　5年　4月　16日
78	柴田　利勝	令和　5年　5月　12日	令和　6年　5月　10日
79	小澤　　勝	令和　6年　5月　10日	令和　7年　5月　9日
80	冨田　宗一	令和　7年　5月　9日	令和　8年　5月　11日

代	氏　　名	在　　職　　期　　間	
		自	至
81	髙　島　　淳	令和　８年　５月　11日	

⑵　歴代副議長

代	氏　　名	在　職　期　間	
		自	至
初代	小　林　　茂	昭和　４年　11月　15日	昭和　７年　２月　27日
2	鈴　木　舜　二	昭和　７年　３月　２日	昭和　７年　５月　29日
3	桜　井　源之助	昭和　８年　８月　13日	昭和　８年　11月　４日
4	柴　田　　茂	昭和　８年　11月　17日	昭和　12年　11月　４日
5	稲　垣　賢　治	昭和　12年　11月　17日	昭和　15年　４月　２日
6	加　藤　萬　吉	昭和　15年　４月　２日	昭和　17年　５月　20日
7	伊　藤　　猛	昭和　17年　６月　11日	昭和　19年　６月　11日
8	鈴　木　増太郎	昭和　19年　６月　11日	昭和　21年　10月　２日
9	長谷川　正　博	昭和　21年　10月　２日	昭和　22年　４月　29日
10	浅　井　金之丞	昭和　22年　５月　16日	昭和　24年　５月　12日
11	加　藤　　薫	昭和　24年　５月　12日	昭和　25年　６月　16日
12	加　藤　幸治郎	昭和　25年　６月　16日	昭和　26年　４月　30日
13	池　田　与　作	昭和　26年　６月　４日	昭和　27年　６月　４日
14	加　藤　政　雄	昭和　27年　６月　４日	昭和　28年　６月　４日
15	中　島　信　一	昭和　28年　６月　４日	昭和　29年　６月　８日
16	大　竹　加　三	昭和　29年　６月　８日	昭和　30年　４月　30日
17	浅　野　邦　吉	昭和　30年　５月　16日	昭和　31年　５月　26日
18	野　田　伍三郎	昭和　31年　５月　26日	昭和　32年　５月　27日
19	伊　藤　陶　彦	昭和　32年　５月　27日	昭和　33年　５月　27日
20	加　藤　京　松	昭和　33年　５月　27日	昭和　34年　４月　30日
21	吉　橋　国　三	昭和　34年　５月　13日	昭和　35年　５月　12日
22	矢　野　千代太	昭和　35年　５月　12日	昭和　36年　５月　12日
23	梅　村　先三郎	昭和　36年　５月　12日	昭和　37年　５月　14日
24	戸　田　由　逸	昭和　37年　５月　14日	昭和　38年　４月　30日
25	加　藤　春　海	昭和　38年　５月　16日	昭和　39年　５月　15日
26	山　田　秋　金	昭和　39年　５月　15日	昭和　40年　５月　８日
27	加　藤　鶴　吉	昭和　40年　５月　８日	昭和　41年　６月　13日
28	安　藤　房　一	昭和　41年　６月　13日	昭和　42年　４月　30日
29	二　宮　一　郎	昭和　42年　５月　25日	昭和　43年　５月　25日
30	日比野　喜　勝	昭和　43年　５月　25日	昭和　44年　５月　26日
31	清　水　幸　作	昭和　44年　５月　26日	昭和　45年　５月　20日
32	加　藤　鶴　吉	昭和　45年　５月　20日	昭和　46年　４月　30日
33	岡　村　安　一	昭和　46年　５月　17日	昭和　47年　５月　17日
34	伊　藤　英　雄	昭和　47年　５月　17日	昭和　48年　４月　２日
35	大　沢　高　春	昭和　48年　５月　17日	昭和　49年　５月　16日
36	大　津　覚　一	昭和　49年　５月　16日	昭和　50年　４月　30日
37	長　江　鉦　次	昭和　50年　５月　16日	昭和　51年　５月　22日
38	梶　浦　釼二郎	昭和　51年　５月　22日	昭和　52年　５月　24日
39	加　藤　　成	昭和　52年　５月　24日	昭和　53年　６月　２日
40	矢　野　　智	昭和　53年　６月　２日	昭和　54年　４月　30日

代	氏　　名	在　職　期　間	
		自	至
41	菊田賢三	昭和　54年　5月　17日	昭和　55年　5月　20日
42	伊藤武雄	昭和　55年　5月　20日	昭和　56年　5月　18日
43	戸田貞司	昭和　56年　5月　18日	昭和　57年　5月　18日
44	小島重雄	昭和　57年　5月　18日	昭和　58年　4月　30日
45	丸山房美	昭和　58年　5月　17日	昭和　59年　5月　17日
46	塚原賢一	昭和　59年　5月　17日	昭和　60年　5月　16日
47	加藤邦雄	昭和　60年　5月　16日	昭和　61年　5月　16日
48	清谷正夫	昭和　61年　5月　16日	昭和　62年　4月　30日
49	山川二三夫	昭和　62年　5月　19日	昭和　63年　5月　12日
50	佐伯　孜	昭和　63年　5月　12日	平成　元年　5月　18日
51	山口義朗	平成　元年　5月　18日	平成　2年　5月　17日
52	矢野　誠	平成　2年　5月　17日	平成　3年　4月　30日
53	加藤三郎	平成　3年　5月　13日	平成　4年　5月　14日
54	大澤　泰	平成　4年　5月　14日	平成　5年　5月　15日
55	中川和成	平成　5年　5月　15日	平成　6年　5月　12日
56	杉野順二	平成　6年　5月　12日	平成　7年　4月　30日
57	加藤　矯	平成　7年　5月　18日	平成　8年　5月　14日
58	河村邦彦	平成　8年　5月　14日	平成　9年　5月　16日
59	足立利夫	平成　9年　5月　16日	平成　10年　5月　15日
60	伊藤賢二	平成　10年　5月　15日	平成　11年　4月　30日
61	藤井篤保	平成　11年　5月　19日	平成　12年　5月　15日
62	水野美智子	平成　12年　5月　15日	平成　13年　5月　14日
63	加藤喜久彌	平成　13年　5月　14日	平成　13年　7月　4日
64	川本雅之	平成　13年　7月　31日	平成　14年　5月　15日
65	馬嶋雅哉	平成　14年　5月　15日	平成　15年　4月　30日
66	藤井太平	平成　15年　5月　19日	平成　16年　5月　12日
67	中島校生	平成　16年　5月　12日	平成　17年　5月　12日
68	小島俊介	平成　17年　5月　12日	平成　18年　5月　11日
69	長江公夫	平成　18年　5月　11日	平成　19年　4月　30日
70	島倉　誠	平成　19年　5月　10日	平成　20年　5月　12日
71	吉永みのり	平成　20年　5月　12日	平成　21年　5月　13日
72	水野勝美	平成　21年　5月　13日	平成　22年　5月　13日
73	三木雪実	平成　22年　5月　13日	平成　23年　4月　30日
74	東　伸二	平成　23年　5月　12日	平成　24年　5月　15日
75	柴田利勝	平成　24年　5月　15日	平成　25年　5月　14日
76	山田治義	平成　25年　5月　14日	平成　26年　5月　14日
77	戸田由久	平成　26年　5月　14日	平成　27年　4月　30日
78	中川昌也	平成　27年　5月　14日	平成　28年　5月　19日
79	長江秀幸	平成　28年　5月　19日	平成　29年　5月　12日
80	冨田宗一	平成　29年　5月　12日	平成　30年　5月　14日

代	氏　　名	在　職　期　間	
		自	至
81	宮　薗　伸　仁	平成　30年　5月　14日	平成　31年　4月　30日
82	水　野　良　一	令和　元年　5月　14日	令和　2年　5月　12日
83	西　本　　潤	令和　2年　5月　12日	令和　3年　5月　10日
84	小　澤　　勝	令和　3年　5月　10日	令和　4年　5月　10日
85	髙　島　　淳	令和　4年　5月　10日	令和　5年　4月　30日
86	朝　井　賢　次	令和　5年　5月　12日	令和　6年　5月　10日
87	西　本　　潤	令和　6年　5月　10日	令和　7年　5月　9日
88	池　田　信　子	令和　7年　5月　9日	令和　8年　5月　11日
88	冨　田　宗　一	令和　8年　5月　11日	

(3) 瀬戸市議会議員名簿

（令和8年5月11日現在）

議席	氏　名	住　所	連絡先	メールアドレス	党派	年齢	期数	会派等
1	黒柳知世（くろやなぎともよ）	宮里町	58-1630	satta3toshio3@gmail.com	無	40	1	自民新政クラブ
2	颯田季央（さったとしお）	池田町	090-6584-5554		無	45	1	自民新政クラブ
3	山内精一郎（やまうちせいいちろう）	東本町1丁目	090-9899-7193		無	55	1	自民新政クラブ
4	松原大介（まつばらだいすけ）	滝之湯町	76-3153	sakkun-m@ezweb.ne.jp	無	45	2	新風せと無所属の会
5	三宅聡（みやけさとし）	見付町	090-3837-7602		公	64	2	公明党瀬戸市議団
6	原誠（はらまこと）	白山町2丁目	090-4254-3081		共	47	1	日本共産党瀬戸市議団
7	朝井賢次（あさいけんじ）	西本地町1丁目	83-0616		自	53	3	自民新政クラブ
8	髙島淳（たかしまじゅん）	西古瀬戸町	82-8819		無	57	3	自民新政クラブ
9	西本潤（にしもとじゅん）	見付町	87-0400		無	62	3	自民新政クラブ
10	小澤勝（おざわまさる）	窯元町	84-2840		無	76	3	自民新政クラブ
11	馬嶋みゆき（まじま）	東郷町	82-7986		無	54	3	新風せと無所属の会
12	石神栄治（いしがみえいじ）	東赤重町1丁目	85-8484		自	59	3	無会派
13	中川昌也（なかがわまさや）	山手町	85-2971		無	62	5	市民の声
14	髙桑茂樹（たかくわしげき）	すみれ台4丁目	090-3935-3939		無	64	5	無会派
15	池田信子（いけだのぶこ）	中水野町1丁目	48-6733	ayumi.arai.0812@gmail.com	公	59	3	公明党瀬戸市議団
16	新井亜由美（あらいあゆみ）	みずの坂2丁目	090-1827-5884		共	49	2	日本共産党瀬戸市議団
17	宮薗伸仁（みやぞのしんじ）	やまて坂3丁目	090-4165-7490		自	65	4	自民新政クラブ
18	冨田宗一（とみだむねかず）	穴田町	48-1419		自	70	4	自民新政クラブ
19	柴田利勝（しばたとしかつ）	上半田川町	41-1766		無	82	4	自民新政クラブ
20	戸田由久（とだよしひさ）	品野町5丁目	41-0960		無	64	5	市民の声
21	三木雪実（みきゆきみ）	下陣屋町	82-8378	atushi-3510@c.vodafone.ne.jp	自	65	6	自民新政クラブ
22	臼井淳（うすいあつし）	萩山台9丁目	21-3680		無	65	5	市民の声
23	長江公夫（ながえきみお）	水南町	82-4785		無	70	7	新風せと無所属の会
24	伊藤賢二（いとうけんじ）	北山町	090-1095-7657		自	74	10	無会派
25	長江秀幸（ながえひでゆき）	上半田川町	41-1023		公	64	5	公明党瀬戸市議団
26	浅井寿美（あさいことみ）	西松山町4丁目	080-5537-9108		共	65	3	日本共産党瀬戸市議団

瀬戸市議会事務局　議事課

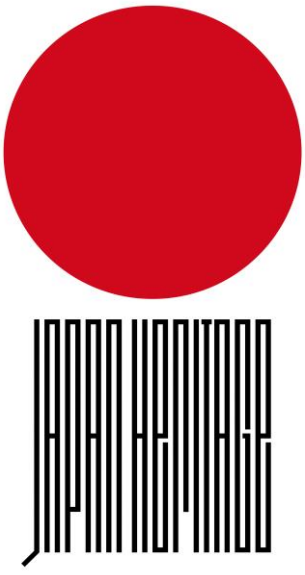
〒489－8701

愛知県瀬戸市追分町64－1

TEL　0561-88-2740

FAX　0561-84-0047

E-MAIL　giji@city.seto.lg.jp



日本遺産のまち

瀬　戸　市